

第 3 号議案

令和2年度舞鶴市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度舞鶴市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	水洗化戸数	38,300戸
(2)	年間総排水量	10,015,000m ³
(3)	1日平均排水量	27,400m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	処理場整備費	491,543千円
	雨水処理費	549,065千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	3,584,300千円
第1項	営業収益	1,302,514千円
第2項	営業外収益	2,281,784千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	下水道事業費用	3,526,500千円
第1項	営業費用	3,145,255千円
第2項	営業外費用	374,744千円
第3項	特別損失	6,001千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,236,700千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,931千円、損益勘定留保資金1,179,769千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	2,187,300千円
第1項	企業債	1,289,200千円
第2項	他会計補助金	73,234千円
第3項	補助金	572,880千円
第4項	出資金	245,530千円
第5項	負担金	6,455千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,424,000千円
第1項 建設改良費	1,552,922千円
第2項 償還金	1,870,298千円
第3項 積立金	780千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業費 (東浄化センター汚泥処理設備改築分)	自 令和2年度 至 令和4年度	千円 1,000,000
公共下水道事業費 (東浄化センター電気設備改築分)	自 令和2年度 至 令和4年度	1,200,000
雨水処理事業費 (大手ポンプ場整備分)	自 令和2年度 至 令和4年度	900,000
雨水処理事業費 (静溪ポンプ場整備分)	自 令和2年度 至 令和4年度	350,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費等	千円 954,500	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
辺地対策事業費	9,900	同上	同上	同上
資本費平準化債	324,800	同上	同上	同上
計	1,289,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 261,257円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,358,145円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000円と定める。

令和2年2月25日 提出

舞鶴市長 多々見 良三

